長崎の教会群保存サボーター制度（概要）

　「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、皆様のご支援とご協力により、「世界文化遺産」として登録が決定いたしました。

　特定非襟活動法人（ＮＰＯ法人）「世界遺産長崎チャーチトラスト」は、長崎の教会群の維持・保全のため、平成２７年１２月に「長崎の教会群サポーター制度」を発足し、支援に取り組んでおります。皆様のご協力をお願いいたします。

１．趣旨

「長崎の教会群」の構成資産の多くは離島や半島に位置し、また、老朽化も進んでおり日常管理や定期的な補修に多額の資金が必要とされていることから、その一部を民間の寄付により支援しようとするものです。

２．概要

「長崎の教会群保存サポーター」は、長崎の教会群の維持・保全のため、支援をしていただける方々です。支援の方法は、次のとおりです。

①現金等の寄付を行う「一般寄付」

②売り上げの一部を寄付する「商品売上寄付」

③教会群に関係する商品の販売協力をする「応援商品等販売協力」

④教会群の清掃・美化活動による「環境維持保存等活動」

⑤その他

　※「長崎の教会群保存サポーター制度要綱」・・①②③④⑤

　　「長崎の教会群保存協力商品（土産品等）募集要領」・・②

　　及び「サポーター制度フロー図」をご参照ください。

３．寄付金の活用

　　寄付金は、世界遺産長崎チャーチトラスト内の「長崎の教会群を守る基金」に積み立てます。そのうえで、世界遺産構成資産の所有者（管理者）の申請に基き、有識者や行政等による「使途選定委員会」で支出先を決定・公表します。